

小竹町地域強靱化計画

強くしなやかな

地域づくりを目指して

令和4年（2022年）3月策定

令和5年（2023年）4月改訂

小竹町

目次

はじめに.....	3
I 計画策定の趣旨.....	3
II 計画の位置付け.....	3
III 策定体制.....	4
第1章 小竹町の地域特性.....	5
I 小竹町の概況.....	5
1 位置、面積、地勢.....	5
2 気象.....	5
3 地形、地質.....	5
4 社会的条件.....	5
II 自然災害に関する特性.....	6
1 風水害.....	6
2 地震災害.....	7
第2章 地域強靱化の基本的な考え方.....	9
I 地域強靱化の意義.....	9
II 対象とする災害.....	9
III 基本目標.....	9
IV 地域強靱化を推進する上での基本的な方針.....	10
1 強靱化の取組姿勢.....	10
2 取組の効果的な組み合わせ.....	10
3 地域の特性に応じた施策の推進.....	11
第3章 小竹町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）.....	12
I 脆弱性の考え方.....	12
II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	12
III 脆弱性の分析・評価の手順.....	15
IV 脆弱性評価結果.....	16

第4章 強靱化施策の推進方針.....	17
I 施策推進に当たっての目標値の設定.....	17
II リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針.....	17
第5章 計画推進の方策.....	34
I 計画の推進体制.....	34
II 計画の進捗管理と見直し.....	34
リスクシナリオ別脆弱性評価結果.....	35
地域計画個別事業.....	55

はじめに

I 計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

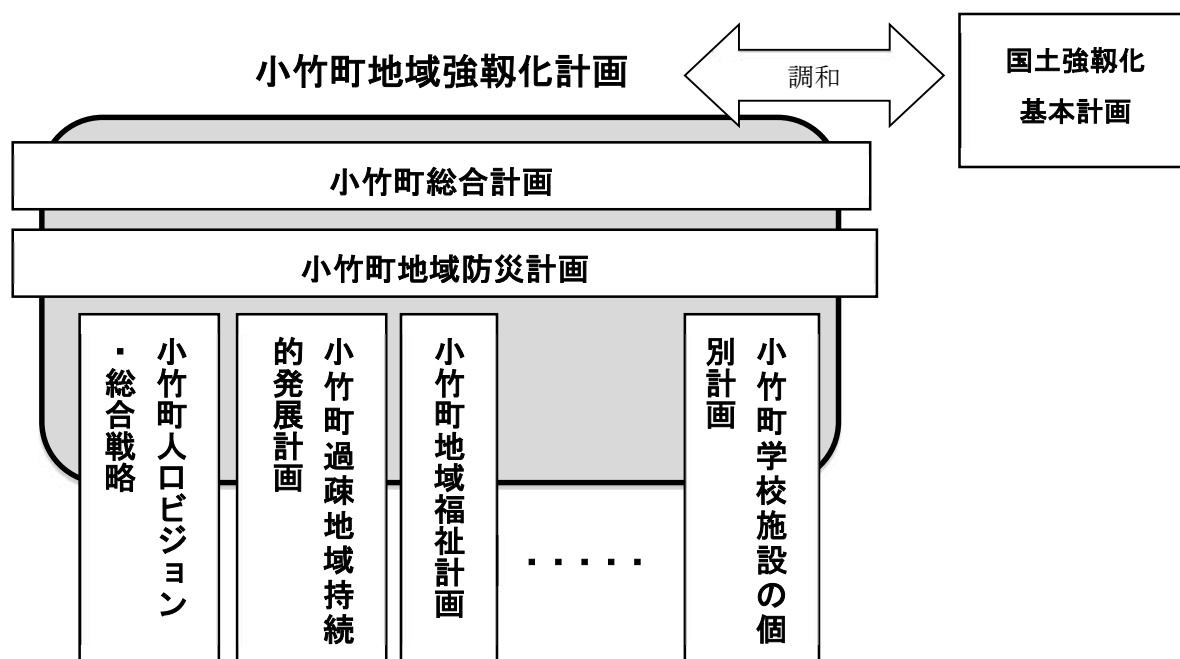
このような中、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。（平成 30 年 12 月 14 日、基本計画の変更について閣議決定）

小竹町においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町土・地域・経済社会の構築に向けた「町土の強靱化」を推進するため、「小竹町地域強靱化計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

II 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る小竹町の他の計画等の指針となるものである。すなわち、強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、小竹町の様々な分野の計画等よりも「上位」に位置付けられるものである。

なお、本計画は、基本法第 14 条に基づき、基本計画との調和を図るものとする。



Ⅲ 策定体制

令和3年7月、町長、教育長、町長部局・教育委員会・議会に属する課長級職員で構成する「小竹町地域強靱化推進本部」を設置し、かつ、それぞれの部署を代表する係長によるプロジェクトチームを構成し、全庁的に策定作業を進めた。

地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものである。このため、「震災対応対策」、「風水害対応対策」など、災害ごとに計画が立てられている。

一方、地域強靱化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされている。

地方創生総合戦略との関係

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平常時のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものである。

したがって、地域強靱化計画は、両者の相乗効果を高めるため、地方創生総合戦略と調和・連携が図られたものとなっている。

第1章 小竹町の地域特性

I 小竹町の概況

1 位置、面積、地勢

小竹町は、福岡県北部のほぼ中央に位置し、町を南北に貫流する遠賀川沿いに開けた町である。町の東西両端にやや小高い丘があるほかは、ほぼ平坦な地形に恵まれた、標高 10m 前後の盆地帯である。

町の区域は、東西 4.17 k m、南北 4.14 k m、面積 14.28 k m² であり、その昔から長崎街道を擁する交通要衝の地で、今も小竹のまち筋にその面影をとどめている。現在は、遠賀川沿いの国道 200 号線とこれに並走する J R 福北ゆたか線が、福岡市から飯塚市を經由し北九州市への交通の要衝となっている。

県庁所在地である福岡市まで東西 40 k m、県内もう一つの政令指定都市である北九州市まで北東 40 k m に位置している。

2 気象

小竹町の気候は、内陸盆地型特有の気候を示していて、年間を通じて気温の寒暖の差が、県内の他の地方と比較して大きいことが特徴である。

年平均気温は 16°C 前後で、一般的に温暖な気候といえることができる。

年平均降水量は、約 1,900mm、同様に降雪日は 35 日程度で、積雪はほとんどない。平均風速は約 2m で、影響を受けるような強いものではない。

3 地形、地質

小竹町を構成する基盤岩類は、古第三紀堆積岩類が主体であり、一部に白亜紀花崗岩類が分布する。ボタ山が分布するのも特徴であり、山地を切り拓いた人工改変地も多い。段丘は、砂礫で構成される砂礫段丘からなっている。

河川周辺には、第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は、10~20m ほどの沖積層と呼ばれる軟弱な地層からなっている。

4 社会的条件

(1) 人口

小竹町の人口は、石炭産業の盛衰と共に推移してきた。明治初年ころには、戸数 660 戸、人口 3,089 人と記録にあるが、石炭産業の発展により急激な増加を示し、最盛期には、戸数 4,900 戸、人口 21,200 人余までに達した。

その後、石炭産業の衰退とともに、人口の流出が続き、昭和 35 年から昭和 45 年までの 10 年間で、7,274 人が減少し、急激に過疎化が進んだものである。

それからは、昭和 55 年の 11,228 人から昭和 60 年まで微増を続けたものの、以降減少が続き、令和 2 年国勢調査時には、人口 7,151 人 (3,210 世帯) で、町制施行以来最少を記録した。このことは、全国的な傾向である出生率の低下と、転出等の人口減少によるものである。

また、65 歳以上の老年人口は、全体の 41.93% を占め、超高齢社会であることを示しており、今後も高齢化が進行すると予想される。

■小竹町の人口構成（令和 4 年 1 月 1 日現在 根拠：小竹町住民基本台帳）

構成比		
年少人口 (0~14 歳)	生産年齢人口 (15~64 歳)	老年人口 (65 歳以上)
8.41%	49.66%	41.93%

(2) 土地利用の状況

本町の土地利用変遷の状況を下表に示す。従来、水田として利用されていた土地が、徐々に宅地に変化していく傾向が読み取れる。

これは、市街地の進展とともに洪水調整の機能を持っていた水田の減少につながり、河川自体の治水能力は強化されてきているものの、内水の洪水に対して危険度が増していることを示している。

■土地利用変遷の状況 (k m²)

土地利用区分	大正	昭和	平成
水田	3.73	2.94	1.51
畑・桑畑・果樹園	0.00	0.00	0.17
宅地・市街地等	0.85	2.23	3.06

II 自然災害に関する特性

1 風水害

(1) 風水害の記録

本町における気象による主な災害は、台風、梅雨前線などによるものである。

特に、台風がもたらす集中豪雨による被害は、道路や田の冠水被害はもとより、平成 30 年 7 月豪雨においては、家屋の浸水被害が多数発生している。

■昭和以降の本町に大きな被害を及ぼした災害

西暦	和暦	年	月	日	区分	出来事
1930	昭和	5	7	17	風害	大暴風雨。郡内家屋倒壊 62 戸。一部倒壊 289 戸。
1949	昭和	24	6	7	台風	デラ台風。雨量 46 mm、風速 16.5m。
1949	昭和	24	8	16	台風	ジュディー台風。雨量 291 mm、風速 17m。 堤防決壊 3 箇所、損壊 65 戸、水田冠水 162 町。

1953	昭和	28			洪水	西日本大水害
1979	昭和	54	6	26	洪水	6月26日朝から7月2日朝にかけての大雨。遠賀川流域の被害大。
1980	昭和	55	7	7	洪水	7月7日から11日にかけての大雨。遠賀川流域の被害大。
1980	昭和	55	8	28	洪水	8月28日夜半から31日にかけての大雨。遠賀川流域の被害大。
1985	昭和	60	6	25	洪水	遠賀川流域大雨
1999	平成	11	6	29	土砂災害	集中豪雨による土砂災害
2001	平成	13	6	9	洪水	内水排除の人的操作遅れによる水害
2003	平成	15	7	19	洪水	集中豪雨。床上浸水33戸。床下浸水61戸。
2005	平成	17	3	20	地震	福岡県西方沖地震 (M7.0)
2009	平成	21	7	24	洪水	24日から26日にかけての遠賀川流域大雨
2010	平成	22	7	14	洪水	遠賀川流域大雨
2012	平成	24	7	14	洪水	集中豪雨
2018	平成	30	7	6	洪水	台風通過後の豪雨。床上浸水6戸。床下浸水39戸。
2021	令和	3	8	14	洪水	集中豪雨。床下浸水14戸。

(2) 風水害の危険性

本町において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）、遠賀川水系浸水想定区域図によると、次のとおりである。

■風水害により被害を受ける可能性のある箇所・面積

災害形態	危険区域	箇所数・面積
がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険区域	10箇所
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊）	137箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	9箇所
土石流	土砂災害特別警戒区域（土石流）	8箇所
地すべり	地すべり危険箇所	—
	地すべり危険地区	—
浸水	浸水危険地区	4.7 km ²

出典：福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）（令和4年1月修正）

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所 「遠賀川水系浸水想定区域図」から算出

2 地震災害

(1) 地震災害の記録

福岡県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、平成17年3月20日の福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）により、福岡市（震度6弱）で甚大な被害を経験した。本町は、震度4（最大）で、特に人的被害、家屋被害等はなかった。

また、平成28年4月16日には、熊本県において地震（マグニチュード7.3）が発生し、多くの犠牲をもたらしたが、本町においては、被害は報告されていない。

(2) 地震災害の想定

県内には、主要な活断層として「小倉東断層」、「西山断層」、「警固断層」、「水縄断層」、「福智山断層」、「宇美断層」、「日向峠—小笠木峠断層帯」の7つの断層がある。

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」（以下、「県地震アセス報告書」という。）では、これら7断層のうち、特に人口が集中している県内の主要都市（福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市）を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される4断層（①小倉東断層、②西山断層、③警固断層、④水縄断層）について地震による被害予測を行っている。

これら4つの断層のうち、断層の配置等から本町に甚大な被害をもたらすのは西山断層であると推定される。県地震アセス報告書では、西山断層の想定地震モデルを最新の調査結果を踏まえ、福岡県周辺部で起こり得る想定上最大限の地震として、また西山断層の延長部分を考慮した地震として、震源断層の長さ80km、震源断層の幅15km（上端の深さ2km、下端の深さ17km）、地震の規模マグニチュード8.0を想定している。

■福岡県に存在する活断層の国等における評価

活断層名	警固断層帯 (北西部)	警固断層帯 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (西山区間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠— 小笠木峠 断層帯
断層の長さ (km)	25	27	23	28	43	26	23	28
マグニチュード	7.0	7.2	7.1	7.2	7.6	7.2	7.1	7.2
平均的な活動間隔	不明	3,100年～ 5,500年	不明	9,400年～ 32,000年	不明	14,000年	20,000年～ 30,000年	不明
最新の活動時期	平成17年福 岡県西方沖 の地震	4,300年前 以後、3,400 年以前	4,600年前 以後、2,400 年以前	28,000年前 以後、13,00 0年以前	13,000年前 以後、概ね 2,000年前 以前	679年筑紫 地震	4,500年前 以降	不明
今後30年以内に地震 が発生する確率	不明	0.3～6%	0.005%※	ほぼ0-3%	不明	ほぼ0%	ほぼ0%	不明

※ 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

I 地域強靱化の意義

小竹町は、福岡県の中央部に位置し、山地、平野、河川など多様な地形を有している。

また、西山断層帯と福智山断層帯に囲まれるように位置していることから、地震、洪水、土砂災害など様々な災害が、想定を超えて起こり得ることが考えられ、それらに対応する必要がある。

近年、本町が被った大規模な災害としては、多くの浸水被害が発生した平成30年7月の西日本豪雨災害や令和3年8月の豪雨災害が記憶に新しい。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、本町の地域強靱化を推進し、首都圏のバックアップ機能の強化や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靱化の取組は、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、東京一極集中の是正による首都圏からの人材の貫流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、本町における地方創生にも寄与することとなるものである。

II 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、小竹町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

III 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

IV 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」（18、19 ページ参照）に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

1 強靱化の取組姿勢

○ PDCAサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づきPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○ 代替性・冗長性の確保

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、町民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。 ※ 冗長性：余裕のある状態。

○ 国全体の強靱化への貢献

他地域での大規模災害時に小竹町に求められる対応は、被災市町村に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災市町村からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

○ 平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

2 取組の効果的な組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる防災訓練・防

災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。

○ **各主体との連携の強化**

強靱化を進めるに当たっては、県や他の市町村との広域連携も重要であることから、平常時から防災訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○ **「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携**

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOと協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、町等）と民（町民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

3 地域の特性に応じた施策の推進

○ **施設等の効果的かつ効率的な維持管理（社会資本の老朽化対策）**

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効果的かつ効率的な維持管理を行う。

○ **地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備**

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

○ **女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮**

災害時にすべての町民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、町民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

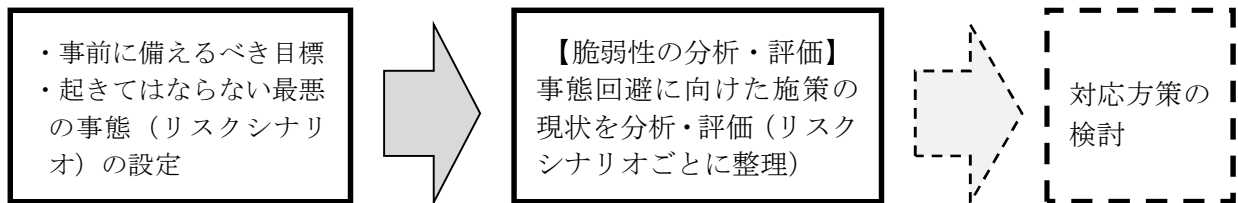
また、町内企業の従業員や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

第3章 小竹町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

I 脆弱性の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

小竹町では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。



II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、小竹町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性や懇談会の意見等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	被災地における医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
		5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1
5-2	上水道等の長期にわたる供給停止		
5-3	污水处理施設等の長期にわたる機能停止		
5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止		
5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全		
	6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

④迅速な 復旧復 興		6-2	食料等の安定供給の停滞	
	7	制御不能な複合災害・ 二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全 や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
			7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
			7-3	農地・森林等の被害による町内の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ 従前より強靱な姿で復 興できる条件を整備す る	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
			8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビ ジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩 壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
			8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整 備が進まず復興が大幅に遅れる事態

Ⅲ 脆弱性の分析・評価の手順

27 のリスクシナリオごとに、次の手順により実施した。

(1) 「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靱化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定。



(2) 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに町の各部局等が実施している施策を調査・整理。

- ① 町の各部局等において実施している施策を調査。
- ② 各施策の進捗状況の把握、課題等の分析。



(3) 脆弱性の課題の検討・評価

- ① リスクシナリオごとに強靱化施策の評価を実施。
- ② 施策の進捗度等を表す指標（現状値）を可能な限り設定。

IV 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、それぞれ別紙1のとおりである。なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

○ 各主体との連携強化が必要

地域強靱化に向けた取組の実施主体は、国、県、町のみならず、町民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要。

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、計画的に実施することが必要。

○ 代替性・冗長性の確保が必要

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、町民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要。

○ 地域強靱化に向けた継続的な取組が必要

地域強靱化の取組に終わりはなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要。

第4章 強靱化施策の推進方針

I 施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を重要業績指標（KPI）として設定した。

なお、本計画に掲載する目標値は、他の市町村や県・国などが主体となって実施する施策も数多くあることなどから、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、本計画策定後においても、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

II リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオへの再掲は省略する。

1 直接死を最大限防ぐ

1 - 1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 防災拠点となる公共施設の整備（総務課、企画調整課、教育課）

町の防災拠点となる施設のうち、緊急性の高い箇所の整備を推進する。特に避難所として使用するに当たっては、居住性向上のため、雨漏りや壁の剥がれ等を解消することはもとより、トイレをバリアフリー化するなどの整備を行う。

○ 河川施設の地震対策（建設課）

国・県が実施する河川堤防の耐浸透、耐震及び液状化対策について、これに協力することで地震対策に対応する。

○ 社会教育施設、学校施設等の整備、老朽化、耐震化への対応（教育課、福祉課）

耐震化されていない施設は、施設の耐震化、改修を促進する。一方で、施設の利用状

況等から費用対効果を勘案しながら、建替や取り壊しについても検討する。

○ 指定避難所となるグラウンド等の整備、老朽化対策（教育課）

改築、更新等の維持管理を適切に行う。

○ 病院、社会福祉及び体育施設等の機能整備（総務課、福祉課、町立病院、教育課）

災害時に医療機能を提供できるよう、国庫補助金等を活用して施設の耐震化及び自家発電機能等の整備に努める。

老朽化する社会福祉及び体育施設等についても、緊急度の高いものから優先的に避難所としての整備推進に努める。

○ 不特定多数の方が利用する施設の整備、老朽化対策（管財課）

不特定多数の方が利用している庁舎、駅の自由通路等について、機能維持のため適切な整備、維持管理を行う。また耐震化が進んでいない旧庁舎については、倒壊の危険がないよう解体等適切な措置を講ずる。

○ 町内建築物の耐震化対策（管財課）

大規模な災害等に備え、町内の建築物の所有者等に対し、耐震化相談窓口を設置するとともに、国や県と連携し木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修を支援し促進する。

また、町内で防災拠点に位置付けられている建築物のうち、耐震性が不明な建築物について、計画的に耐震化を進める。

1 - 2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

○ 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進（建設課）

(1) 河川改修

大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う。近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川については、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む。

(2) 雨水流出抑制
策

流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制を進めるため、必要性について普及啓発を行う。

○ 新技術等を活用した災害対策の構築（建設課）

河川の監視体制や町民への情報提供を強化し、早急な水防活動や町民の適切な避難

判断を支援することを目的に、水位計や河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラについても設置を推進し、適切な維持管理を行うよう国・県に要望する。

○ 洪水及び内水に対するハザードマップの作成（総務課）

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを作成し、それらを活用した防災訓練を実施する。洪水ハザードマップについては、水防法の改正により想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直しが必要になった場合、その更新を行う。

○ 町管理河川における水害対応タイムラインの策定（総務課）

災害の発生時に防災行動を迅速かつ効果的・効率的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や町民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを県の支援を受けて策定する。

○ 大型台風を想定したタイムラインの運用（総務課）

大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風災害に備えたタイムラインを事前に検討し、町民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用するよう促す。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進

（農政環境課）

大雨による河川の急激な水位上昇に対し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用を検討する。また、電力供給停止時の対策として、予備発電機の設置や運転可能時間延伸についても検討する。

1 - 3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○ 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進（建設課）

(1) 土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備

町内の急傾斜地危険箇所において、保全対象となる人家、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に、県に対し、治山、砂防、地すべり、急傾斜等への対策事業の実施を要望する。

(2) 気候変動等の影響を踏まえた重点的整備

近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、県に対し、下記の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を促す。

① 緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な溪流における捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備

② 土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高く、緊急性の高い箇所に砂防堰堤等の整備

③ 被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築及び既存ストックを有効活用した対策

(3) 既存ストックを有効活用した対策

効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせるなど、県が行う既存ストックを活用した整備に協力する。

○ 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化（総務課）

土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害ハザードマップを作成し、町民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。

○ 治山施設の整備（農政環境課）

山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進する。

○ 山地災害危険地区の指定・公表（農政環境課）

山地災害に対する避難体制の更なる強化を図るため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定した「山地災害危険地区」について、県の情報提供を受ける。

1 - 4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

※ リテラシー（Literacy）：情報などを正しく理解、分析し、活用する能力

○ 外国人に対する支援（企画調整課）

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、これからもホームページへの多言語による情報配信を充実させていく。

○ 避難行動要支援者の避難支援（総務課、福祉課、健康増進課）

地域包括支援センターや民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の個別避難支援計画の作成に努めるとともに、福祉避難所の協定を締結している社会福祉法人等との連携を図る。あわせて、自主防災組織や消防団にも情報共有を図り、円滑に避難支援ができるような体制づくりを行う。

○ 福祉避難所への避難体制の整備の促進（総務課、企画調整課、福祉課、健康増進課）

要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、消防団、自主防災組織や自治会、社会福祉法人、民生委員等と連携して、研修会や避難訓練を実施する。

○ 防災教育の推進（総務課、福祉課、教育課）

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、学校等が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの更新に努める。

○ 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制（総務課）

避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する。

○ 避難行動等の教訓の広報啓発（総務課）

過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等をまとめた福岡県防災ハンドブックを利用して、各種会議やイベント等の機会を通じて普及啓発を図る。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2 - 1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○ 消防団の充実強化（総務課）

消防団活動の周知を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、従業員が消防団に入団している事業所等を町民に周知する「消防団協力事業所表示制度」等を一層周知する。

<重要業績指標>

消防団員数 133 人（R3 年度） → 160 人（R8 年度）

○ 公助による備蓄・調達の推進（総務課）

福岡県備蓄基本計画に基づき、同計画に定める目標量の備蓄を確保するほか、物資の供給等に関する協定の締結先を拡大する。

○ 地産地消による電力の確保（農政環境課）

太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池を組合せた災害時にも対応できるレジリエンスな電力供給システムを構築し、防災拠点・避難施設等において地産地消による持続可能な電力供給を確保する。

※ レジリエンス (Resilience) : 強靱さ、対応力

2 - 2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○ 分散型エネルギーの導入促進（農政環境課）

再生可能エネルギーなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であり、県や事業者と連携し導入促進を図る。

2 - 3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○ 自主防災組織の充実強化（総務課）

地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウなどを学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の活性化を図る。

2 - 4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

○ 帰宅困難者に対する支援（総務課）

帰宅困難者対策は、災害時においては一人ひとりの心がけが大切であることから、事前に通勤・通学者に対して、普及啓発と冷静な対応について周知を図る。

2 - 5 被災地における医療機能の麻痺

○ 避難所・現場救護所の医療支援（総務課、健康増進課）

近隣医療機関への搬送及び適切な医療救護活動を実施するように努めるとともに、負傷者の状況に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。

※ DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：医師及び看護師等で構成され、災害現場に派遣される医療チーム。

○ 非常電源設備の整備（町立病院）

現在の町立病院の非常電源設備は火災時対応のためのものであり、検査のための医療機器や電子カルテシステムを使用できる容量はない。整備の可否や方法を検討する。

○ 災害時の病院への進入路の確保（町立病院）

水害時に町立病院周辺は冠水し、進入路がないことから、緊急を要する患者の搬送ができないため、周辺道路の整備や代替措置を検討する。

2 - 6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

○ 疫病のまん延防止（健康増進課）

予防接種法に規定される疫病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、同

法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、県や関係機関との情報共有を図るとともに、予防接種の実施主体として、県と密な連携を図る。

○ 感染症の予防・まん延防止（健康増進課）

感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき県が指定する、感染症指定医療機関の指定や感染症患者の入院受入体制等の訓練に協力する。

○ 避難所、現場救護所の医療支援（健康増進課）

疫病のまん延、感染拡大対策を十分にとりながら、避難所での健康相談を実施する。

○ 健康管理体制の構築（健康増進課）

県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関が連携して中長期的ケア・健康管理を行う体制を構築する。

2 - 7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○ 福祉避難所の設置・運営（総務課、福祉課、健康増進課）

社会福祉法人等と福祉避難所の協定を行い、必要な物資、器材、人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるように努める。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

○ 罹災証明の迅速な発行（総務課、税務住民課、福祉課、健康増進課）

大規模災害発生時に罹災証明を迅速に発行できる体制を強化するため、住家等の被害認定調査・判定に係る研修を実施するとともに、調査方法や判定基準についてのマニュアルを作成し、統一的な認定調査を行うこととする。

なお、調査後は関係課において情報共有を図り、迅速に罹災証明の発行を行う。

○ 業務継続体制の確保（総務課）

町における業務継続計画（BCP）を策定する。

※ BCP（Business Continuity Plan）：業務中断に伴うリスクを最低限にするための事業継続計画

○ 各種防災訓練の実施（総務課）

防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、毎年度、総合防災訓練等に参加する。

○ 受援体制の確保（総務課）

大規模災害発生時に町外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する。

○ 受援に係る災害対応能力の向上（総務課）

受援に係る災害対応能力の向上を図るため、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の作成・見直しを行う。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4 - 1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

○ 情報伝達手段の整備（総務課）

町民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を推進する。

○ 防災メール・まもるくんの運用（総務課）

気象情報や避難勧告等の情報を町民へ確実かつ迅速に伝達するため、県が運用する防災メール・まもるくんの周知を図る。

<重要業績指標>

小竹町の登録者数 350人（R3年度） → 700人（R8年度）

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 エネルギーの長期にわたる供給停止

○ 各主体と連携したエネルギーの確保（農政環境課）

環境にも配慮したエネルギーを最大限効率的に利用するとともに、そのエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会を目指し、更なるエネルギー施策の充実に努め、県や近隣自治体、事業者や町民等にも連携を働きかける。

○ 再生可能エネルギーの導入促進（農政環境課）

電力供給停止による被害を最小限に留めるために、防災拠点や避難所となる公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギーと蓄電池を組合せた電源の確保や、町庁舎のレジリエンス強化を目指すZEB化導入などを促進する。

※ ZEB (Zero Energy Building) : ゼロ・エネルギー・ビルディングの略。大幅な省エネと再生可能エネルギーの導入によりエネルギー収支ゼロを目指す建物。

5 - 2 上水道等の長期にわたる供給停止

○ 水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進（上下水道課）

水道事業における制度の高いアセットマネジメント実施及び水道施設更新計画、水道施設耐震化計画、水安全計画を策定し水源、浄水場、配水場や管路の更新及び耐震化を推進する。

配水管路については重要給水拠点の設定を行い漏水等のリスクの高い管路を優先的に耐震化していく。

また、広域化連携推進に関しては近隣市町4市3町において、水道事業に係る災害等相互応援に関する協定を締結しており、相互間での機材、物資及び人員の応援活動を強化し水道事業者間の広域的な連携を推進し、人材やノウハウの強化等を進める。

5 - 3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○ 下水道施設の耐震化（上下水道課）

町が管理する下水道施設の更なる耐震化を図るため、県と連携し、優先度を考慮しながら効率的な耐震計画の策定及び実施に努める。平成30年度において、ストックマネジメント実施方針を策定した。今後15年間は、巡視・最重要施設の点検を実施し、その後に計画を見直す。

○ 下水道BCPの実効性の確保（上下水道課）

平成 27 年度において、町が管理する下水道施設の事業継続計画（BCP・地震編）を策定し、令和 3 年度において、同計画（水害編）を追加した。今後、情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

○ **農業集落排水施設の老朽化対策（農政環境課、上下水道課）**

農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断を行い、小竹町農業集落排水施設最適整備構想を策定し、施設の改修を進めている。今後も老朽化対策及び耐震化の更なる推進を図るため、引き続き取り組む。

○ **浄化槽の整備（農政環境課）**

生活環境の改善を図るため、浄化槽設置整備事業を推進する。また、老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する。

5 - 4 交通インフラの長期にわたる機能停止

○ **道路の斜面崩落防止対策、盛土のり面補強（建設課）**

道路の斜面崩落防止対策、盛土のり面補強などを着実に実施する必要がある。緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（鉄道近接や広域迂回など）での対策を重点的に進める。

○ **道路橋梁の耐震補強（建設課）**

地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、県に協力して、橋長 15 m 以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う必要がある。安全性の確保を効率的に進めるには、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋の耐震補強を重点的に進める。

○ **緊急輸送道路の整備（建設課）**

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める。

○ **啓開対策の強化（建設課）**

各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。

※ 啓開：災害時、障害物を除去するなどして人や物の輸送道路を確保すること。

○ 無電柱化の推進（建設課）

道路上の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や、低コスト手法の活用などによる無電柱化に取り組む。

○ 生活道路の整備（建設課）

災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

5 - 5 防災インフラの長期にわたる機能不全

○ 道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）（建設課）

道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、道路舗装個別施設計画に基づき、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う必要がある。また、路面下の空洞調査を緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修を実施する。

<重要業績指標>

町道の改良率 65.6%（R2年度） → 68.9%（R7年度）

○ 道路橋梁の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）（建設課）

道路橋梁の長期にわたる機能停止を回避するため、橋梁長寿命化計画に基づき、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う必要がある。また、緊急輸送道路における道路橋梁の調査を優先的に行い、危険度の高い道路橋梁は速やかに補修を実施する。

○ 町道路施設の老朽化対策支援（戦略的な維持管理・更新）（建設課）

国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」（平成26年6月設置）による支援や、県が開催する橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会等を通じて、技術的な助言等の支援を受けて、町道路施設の老朽化対策を推進する。

○ 河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）（建設課）

河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

○ 砂防施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）（建設課）

砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

○ 治山施設の老朽化対策（農政環境課）

治山施設の安全性の確保を図るため、必要に応じて施設を設置し、適切な維持管理を行う。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6 - 1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

○ 企業における事業継続計画（BCP）の策定促進（企画調整課）

福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会が行う窓口相談などの取組を通じて企業を支援する。

○ 商工業者への事業継続支援（企画調整課）

県と町、商工団体等間の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整え、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援していくことを継続していく。

○ 事業継続力強化支援計画の策定促進（企画調整課）

町内事業所の事業継続力を強化するため、商工会と共同で作成する。防災意識の向上活動、BCPの作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する。

○ 広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化（建設課）

災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、物流拠点と広域道路を結ぶアクセス道路の整備を進める。

6 - 2 食料等の安定供給の停滞

○ 農地の防災・減災対策（農政環境課）

農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、県と協議の上で、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進める。

○ 農業水利施設の老朽化対策（農政環境課）

農業生産力の維持安定を図るため、基幹的農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進することを県に促す。

○ 農道の整備、保全（農政環境課）

災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道の整備を行うとともに、県と協議の上で、農道の点検・診断を推進する。

○ 生乳・食肉施設の停電時の電源確保対策（農政環境課）

生乳・食肉の持続可能な生産・流通を確保するため、停電時の対応計画の作成支援及び酪農家、乳業施設及び食肉処理施設の停電時の非常用電源設備の導入等を推進する。

○ 農業用ハウスの補強（農政環境課）

近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

○ ため池の防災・減災対策（農政環境課）

決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について再選定を行う。

豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、県と連携し浸水想定区域図の作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施する。

○ 基幹的農業水利施設の老朽化対策（農政環境課）

豪雨等による災害防止のため、管理システム等の補修更新を行い、適正な維持管理を継続する。

7 - 2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○ 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等（農政環境課）

町民の健康被害リスクを軽減するため、平常時には、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水・土壌中のダイオキシン類の監視及び結果、事業場への立入検査や事業者への指導について、県の情報提供を受ける。

災害時には、有害物質の漏出等により町民の生命身体に危険のおそれがあると認められる場合を想定した、町民に対して周知等を行うシステムを構築する。

○ 毒物劇物の流出等の防止（農政環境課）

災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、県と協力して、毒物劇物の営業者等への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページを活用した事故未然防止対策等について情報提供を受ける。

7 - 3 農地・森林等の被害による町内の荒廃

○ 地域における農地・農業水利施設等の保全（農政環境課）

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、県と連携し、農業者、町民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る。

直轄地域鳥獣被害防止計画に基に鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、鳥獣による農作物被害の防止について取組を図る。

<重要業績指標>

新規就農者数 2人（H30年度） → 5人（R6年度）

○ 荒廃農地対策（農政環境課）

県や農業委員会と連携し、現地調査による農地の荒廃状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進する。

○ 森林の整備・保全（農政環境課）

森林の荒廃を防止するため、福岡県荒廃森林整備事業等を活用して森林の整備・保全を図る。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8 - 1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○ 災害廃棄物処理体制の整備（農政環境課）

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、小竹町災害廃棄物処理計画に基づき、平常時から処理体制の整備に一層努めるとともに、県等へ災害廃棄物の広域処理を要請できるよう協議を行う。また、災害廃棄物処理の実効性の向上に向けて、町職員等の人材育成を図るとともに、訓練を実施する。

8 - 2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○ 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築（総務課、建設課）

「地震、台風、豪雨その他の災害に係る応急工事に関する協定書」に基づき、災害時における迅速かつ円滑に行える体制を確保する。

<重要業績指標>

締結済（R3年度） → 継続

○ 災害ボランティア活動を担う人材の育成（総務課、企画調整課、福祉課）

社会福祉協議会や地域の社会福祉法人、企業や自主防災組織等と協力し、避難所開設時や復旧時に円滑な運営ができるよう災害ボランティア育成のための研修会や訓練を行い、それぞれの役割や連携方法を明確化するとともに、実効性のある人材の育成及び体制整備を促進する。

○ 防災担当職員等の育成（総務課）

大規模災害時には、被災市町村の復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会への参加による町の防災担当職員の育成に努める。

○ 農地防災・災害アドバイザーの育成・確保（農政環境課）

農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行うほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保する。

8 - 3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○ 地域コミュニティの活性化（企画調整課）

地域コミュニティ活性化に取り組む自治会等を支援するため、研修会や自治会の役員等を対象とした活動事例報告会を開催する。

○ 貴重な文化財の喪失への対策（教育課）

文化財に被害が出た場合の修復方法を検討する。

○ 被災者等支援制度の周知（総務課、福祉課）

被災者の生活再建に資するため、災害で適用される支援制度をとりまとめ町ホームページ等に掲載する。また、災害発生の都度、とりまとめた支援制度一覧を広報や回覧文書にて速やかに被災者へ周知する。

8 - 4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○ 被災者に対する住宅支援対策（管財課）

町営住宅、定住促進住宅及び町営住宅余剰地を活用し、被災者に対して迅速な住宅支援を行う。

○ 地籍調査の促進（企画調整課）

近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定される地域の被災後の復旧、復興を円滑に進めるため、国土調査（地籍調査）の実施を検討する。

第5章 計画推進の方策

I 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内に設置した地域強靱化推進本部などを活用し、全庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性あるものとするため、小竹町だけでなく、国・県、民間事業者等と緊密に連携する。

II 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく地域強靱化施策の実効性を確保するため、個別計画の達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標（KPI）について、PDCAサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげていく。

また、国や県に対する予算要望を機動的に行うため、5年を目途として計画内容の見直しを行う。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行うこととする。

なお、第4章で整理した強靱化施策のうち、補助金・交付金を伴う個別事業を別紙2のとおりまとめた。これらの事業についても、適宜見直しを行うこととする。

リスクシナリオ別脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1 - 1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○ 防災拠点となる公共施設の整備（総務課、企画調整課、教育課）

町の防災拠点となる施設等のうち、緊急性の高い箇所の整備を推進する必要がある。特に避難所として使用するに当たっては、居住性向上のため、雨漏りや壁の剥がれ等を解消することはもとより、トイレをバリアフリー化などの整備が必要となる。

○ 河川施設の地震対策（建設課）

国・県が実施する河川堤防の耐浸透、耐震及び液状化対策に協力をする必要がある。

○ 社会教育施設、学校施設等の整備、老朽化、耐震化への対応（教育課、福祉課）

小中学校校舎は耐震化を完了したが、中央公民館、町民体育館、児童体育館、給食センター、こども園は耐震化されていないため、耐震化や改修を促進する必要がある。また、老朽化が著しく耐震化や改修ができない施設は、建替えの検討が必要である。

○ 指定避難所となるグラウンド等の整備、老朽化対策（教育課）

総合運動公園グラウンド及び七福町民グラウンド付近に倒壊のおそれのある建物は無いため、指定避難所としての最低限の役割は果たしているが、周囲を囲むフェンス等附帯する施設の老朽化が見受けられる。

○ 病院、社会福祉及び体育施設等の機能整備

（総務課、福祉課、町立病院、教育課）

災害時に医療機能を提供できるよう、国庫補助金等を活用して施設の耐震化及び自家発電機能等の整備を推進する必要がある。

老朽化する社会福祉及び体育施設等についても、緊急度の高いものから優先的に避難所としての整備を推進する必要がある。

○ 不特定多数の方が利用する施設の整備、老朽化対策（管財課）

不特定多数の方が利用している庁舎、駅の自由通路等について、機能維持のため適切な整備、維持管理を行う必要がある。また、耐震化されていない旧庁舎に

については、倒壊の危険がないよう解体等適切な措置を行う必要がある。

○ 町内建築物の耐震化対策（管財課）

大規模な災害等に備え、町内の建築物の所有者等に対し、耐震化相談窓口を設置するとともに、国や県と連携し木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修を支援し促進する必要がある。

また、町内で防災拠点に位置付けられている建築物のうち、耐震性が不明な建築物について、計画的に耐震化を進める必要がある。

1 - 2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

○ 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進（建設課）

(1) 河川改修

大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う必要がある。近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む必要がある。

(2) 雨水流出対策

流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制を進めるため、必要性について普及啓発を行う必要がある。

○ 新技術等を活用した災害対策の構築（建設課）

河川の監視体制や町民への情報提供を強化し、早急な水防活動や町民の適切な避難判断を支援することを目的に、水位計や河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラについても設置を推進し、適切な維持管理を行うよう国・県に要望する必要がある。

○ 洪水及び内水に対するハザードマップの作成（総務課）

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを作成し、それらを活用した防災訓練を実施する必要がある。

洪水ハザードマップについては、水防法の改正により想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直しが必要になった場合、その更新を行う必要がある。

○ 町管理河川における水害対応タイムラインの策定（総務課）

災害の発生時に防災行動を迅速かつ効果的・効率的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や町民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを県の支援を受けて策定する必要がある。

○ 大型台風を想定したタイムラインの運用（総務課）

大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風災害に備えたタイムラインを事前に検討し、町民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用するよう促す必要がある。

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進

（農政環境課）

大雨による河川の急激な水位上昇に対し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の検討が必要である。また、電力供給停止時の対策として、予備発電機の設置や運転可能時間延伸についても検討が必要である。

1 - 3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○ 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進（建設課）

(1) 土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備

土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、県に対し緊急性、需要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を促す必要がある。

(2) 気候変動等の影響を踏まえた重点的整備

近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、県に対し、下記の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を促す必要がある。

- ① 緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な溪流における捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備
- ② 土砂・洪水氾濫による被災する危険性が高く、緊急性の高い箇所に砂防堰堤等の整備
- ③ 被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築・既存ス

トックを有効活用した対策

(3) 既存ストックを有効活用した対策

効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせることで新規堰堤を整備する必要がある。

○ 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化（総務課）

土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害ハザードマップを作成し、町民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める必要がある。

○ 治山施設の整備（農政環境課）

山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進する必要がある。

○ 山地災害危険地区の指定・公表（農政環境課）

山地災害に対する避難体制の更なる強化を図るため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定した「山地災害危険地区」について、県の情報提供を受ける必要がある。

1 - 4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○ 外国人に対する支援（企画調整課）

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、ホームページへの多言語による情報配信を行う必要がある。

○ 避難行動要支援者の避難支援（総務課、福祉課、健康増進課）

地域包括支援センターや民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の個別避難支援計画の作成に努めるとともに、福祉避難所の協定を締結している社会福祉法人等との連携を図る必要がある。あわせて、自主防災組織や消防団にも情報共有を図り、円滑に避難支援ができるような体制づくりを行う必要がある。

○ 福祉避難所への避難体制の整備の促進

(総務課、企画調整課、福祉課、健康増進課)

要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、消防団、自主防災組織や自治会、社会福祉法人、民生委員等と連携して、研修会や避難訓練を実施する必要がある。

○ 防災教育の推進 (総務課、福祉課、教育課)

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、学校等が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの更新を実施する必要がある。

○ 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制 (総務課)

避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する必要がある。

○ 避難行動等の教訓の広報啓発 (総務課)

過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取組等をまとめた福岡県防災ハンドブックを利用して、各種会議やイベント等の機会を通じて普及啓発を図る必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2 - 1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○ 消防団の充実強化 (総務課)

消防団活動の周知を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、従業員が消防団に入団している事業所等を町民に周知する「消防団協力事業所表示制度」等の一層の周知が必要である。

○ 公助による備蓄・調達推進 (総務課)

福岡県備蓄基本計画に基づき、同計画に定める目標量の備蓄を確保するほか、物資の供給等に関する協定の締結先を拡大する必要がある。

○ 地産地消による電力の確保（農政環境課）

太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池を組合せた災害時にも対応できるレジリエンスな電力供給システムを構築し、防災拠点・避難施設等において地産地消による持続可能な電力供給を確保する取組みが必要である。

2 - 2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○ 分散型エネルギーの導入促進（農政環境課）

再生可能エネルギーなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、近隣自治体や事業者と連携し導入促進を図る必要がある。

2 - 3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○ 自主防災組織の充実強化（総務課）

地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の活性化を図る。

2 - 4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

○ 帰宅困難者に対する支援（総務課）

帰宅困難者対策は、災害時においては一人ひとりの心がけが大切であることから、事前に通勤・通学者に対して、普及啓発と冷静な対応について周知が必要である。

2 - 5 被災地における医療機能の麻痺

○ 避難所・現場救護所の医療支援（総務課、健康増進課）

近隣医療機関への搬送及び適切な医療救護活動を実施するように努めるとともに、負傷者の状況に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する必要がある。

○ **非常電源設備の整備の検討（町立病院）**

現在の町立病院の非常電源設備は火災時対応のためのものであり、検査のための医療機器や電子カルテシステムを使用できる容量はない。整備の可否や方法を検討する必要がある。

○ **災害時の病院への進入路の確保の検討（町立病院）**

水害時に町立病院周辺は冠水し、進入路がないことから、緊急を要する患者の搬送ができないため、周辺道路の整備や代替措置の検討が必要である。

2 - 6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

○ **疫病のまん延防止（健康増進課）**

予防接種法に規定される疫病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、同法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、県や関係機関との情報共有を図るとともに、予防接種の実施主体として、県と密な連携を図る必要がある。

○ **感染症の予防・まん延防止（健康増進課）**

感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき県が指定する、感染症指定医療機関の指定や感染症患者の入院受入体制等の訓練に協力する必要がある。

○ **避難所、現場救護所の医療支援（健康増進課）**

疫病のまん延、感染拡大対策を十分にとりながら、避難所での健康相談を実施する必要がある。

○ **健康管理体制の構築（健康増進課）**

県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関が連携して中長期的ケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。

2 - 7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- **福祉避難所の設置・運営**（総務課、福祉課、健康増進課）
社会福祉法人等と福祉避難所の協定を行い、必要な物資、器材、人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう促す必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

- **罹災証明の迅速な発行**（総務課、税務住民課、福祉課、健康増進課）
大規模災害発生時に罹災証明を迅速に発行できる体制を強化するため、住家等の被害認定調査・判定に係る研修を実施するとともに、調査方法や判定基準についてのマニュアルを作成し、統一的な認定調査を行い、調査後は関係課において情報共有を図り、迅速に罹災証明の発行を行う必要がある。
- **業務継続体制の確保**（総務課）
町における業務継続計画を策定する必要がある。
- **各種防災訓練の実施**（総務課）
防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、国や県が実施する総合防災訓練等に参加する必要がある。
- **受援体制の確保**（総務課）
大規模災害発生時に町外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する必要がある。

○ 受援に係る災害対応能力の向上（総務課）

受援に係る災害対応能力の向上を図るため、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の作成・見直しを行う必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4 - 1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

○ 情報伝達手段の整備（総務課）

町民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を推進する必要がある。

○ 防災メール・まもるくんの運用（総務課）

気象情報や避難勧告等の情報を町民へ確実かつ迅速に伝達するため、県が運用する防災メール・まもるくんの周知・拡大を図る必要がある。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 エネルギーの長期にわたる供給停止

○ 各主体と連携したエネルギーの確保（農政環境課）

「福岡県地域エネルギー政策研究会報告書」（平成 27 年 3 月）の提言を踏まえ、エネルギーを最大限効率的に利用するとともに、安価かつ安定的に供給される社会を目指し、平時の安定供給を図るためのエネルギー施策の充実に努める必要がある。また、災害時においても確実にエネルギーを確保するためには、ブラックアウト（大規模停電）などエネルギーインフラ（送電線など）の災害対応力の強化を図る必要がある。

また、非常用電源や供給・分配手段の確保も含め、県や近隣自治体、事業者や町民等にも連携を働きかける必要がある。

○ 再生可能エネルギーの導入促進（農政環境課）

電力供給停止による被害を最小限に留めるために、防災拠点や避難所となる公共施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池を組合せた電源の確保や、

町庁舎のレジリエンス強化を目指すZEB化導入などを促進する必要がある。

5 - 2 上水道等の長期にわたる供給停止

○ 水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進（上下水道課）

耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、精度の高い水道事業におけるアセットマネジメントの実施や老朽化した施設の更新計画及び水道施設耐震化計画を策定する必要がある。また、近隣4市3町で締結した水道事業に係る災害等相互応援に関する協定による相互間での機材、物資及び人員の応援活動を強化し水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

5 - 3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○ 下水道施設の耐震化（上下水道課）

町が管理する下水道施設の耐震化を促進するため、幹線管渠は耐震構造で工事を行っており、引き続き確実に実施する必要がある。

○ 下水道BCPの実効性の確保（上下水道課）

平成27年度において、町が管理する下水道施設の事業継続計画（BCP・地震編）を策定し、令和3年度において、同計画（水害編）を追加した。今後、情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく必要がある。

○ 農業集落排水施設の老朽化対策（農政環境課、上下水道課）

農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断を行った後、小竹町農業集落排水施設最適整備構想を策定し、施設の改修を進めており、今後も引き続き実施する必要がある。

○ 浄化槽の整備（農政環境課）

福岡県汚水処理構想に基づき、小竹町生活排水処理基本計画を策定し、国・県の補助を受け浄化槽設置整備事業を実施しているが、浄化槽普及率は約30%に留まっており、浄化槽設置整備事業を推進する必要がある。また、老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

5 - 4 交通インフラの長期にわたる機能停止

○ 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり面補強（建設課）

大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、県に協力して、道路法面等の崩壊、落石等の災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止策、盛土のり面補強などを着実に実施する必要がある。また、緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（鉄道近接や広域迂回など）での対策を重点的に進める必要がある。

○ 道路橋梁の耐震補強（建設課）

地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、県に協力して、橋長15m以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う必要がある。また、安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋の耐震補強を重点的に進める必要がある。

○ 緊急輸送道路の整備（建設課）

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める必要がある。

○ 啓開対策の強化（建設課）

各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える必要がある。

○ 無電柱化の推進（建設課）

道路上の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進める必要がある。また、緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や、低コスト手法の活用などによる無電柱化の取組を行う必要がある。

○ 生活道路の整備（建設課）

災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を進める必要がある。

5 - 5 防災インフラの長期にわたる機能不全

○ 道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）（建設課）

道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、道路舗装個別施設計画に基づき、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う必要がある。また、路面下の空洞調査を緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修を実施する必要がある。

○ 道路橋梁の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）（建設課）

道路橋梁の長期にわたる機能停止を回避するため、橋梁長寿命化計画に基づき、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う必要がある。

また、緊急輸送道路における道路橋梁の調査を優先的に行い、危険度の高い道路橋梁は、速やかに補修を行う必要がある。

○ 町道路施設の老朽化対策支援（戦略的な維持管理・更新）（建設課）

国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議」（平成26年6月設置）による支援や県が開催する橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会等を通じて、技術的な助言等の支援を受けて、町道施設の老朽化対策を推進する必要がある。

○ 河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）（建設課）

河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う必要がある。

○ 砂防施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）（建設課）

砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う必要がある。

○ 治山施設の老朽化対策（農政環境課）

治山施設の安全性を確保するため、必要に応じて施設を設置し、適切な維持管理を行う必要がある。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6 - 1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による 経済活動の機能不全

○ 企業における事業継続計画（BCP）の策定促進（企画調整課）

福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会が行う窓口相談などの取組を通じて企業を支援する必要がある。

○ 商工業者への事業継続支援（企画調整課）

県と町、商工団体等間の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整え、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する必要がある。

○ 事業継続力強化支援計画の策定促進（企画調整課）

近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後、気候変動による更なる災害リスクの増加が想定されることを踏まえ、自然災害その他の事象が事業活動に与える影響の認識など、小規模事業者に対して最低限の事業継続力強化の取組を促すこと等は、喫緊の課題となっている。

町内事業所の事業継続力を強化するため、商工会と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する必要がある。

○ 広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化（建設課）

災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、物流拠点と広域道路を結ぶアクセス道路の整備を進める必要がある。

6 - 2 食料等の安定供給の停滞

- **農地の防災・減災対策（農政環境課）**
農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、県と協議の上で、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進める必要がある。
- **農業水利施設の老朽化対策（農政環境課）**
農業生産力の維持安定を図るため、基幹的農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進することを県に促す必要がある。
- **農道の整備、保全（農政環境課）**
災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道の整備を行うとともに、県と協議の上で、農道の点検・診断を推進する必要がある。
- **生乳・食肉施設の停電時の電源確保対策（農政環境課）**
生乳・食肉の持続可能な生産・流通を確保するため、停電時の対応計画の作成支援及び酪農家、乳業施設及び食肉処理施設の停電時の非常用電源設備の導入等を推進する必要がある。
- **農業用ハウスの補強（農政環境課）**
近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7 - 1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- **ため池の防災・減災対策（農政環境課）**
豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、県と連携し浸水想定区域図の作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施する必要

がある。

○ **基幹的農業水利施設の老朽化対策**（農政環境課）

豪雨等による災害防止のため、管理システム等の補修更新を行い、適正な維持管理を継続する必要がある。

7 - 2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○ **大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等**（農政環境課）

大気質や水質、土壌の保全を図り、町民の健康被害リスクを軽減するため、平常時には、大気汚染物質、水質汚濁の状況及びダイオキシン類の監視及び結果の公表を県担当部局と連携して実施し、状況に応じて、事業場への立入検査や事業者への指導等を行っており、引き続きこのような取組が必要である。また、大きな災害や地震の発生により、町内の事業場から大気汚染物質の拡散や公共用水域への水質汚濁物質の流出が起こるおそれがあるため、災害時における大気質の観測体制及び情報機能並びに有害物質のモニタリング体制を確保するよう、県に促す必要がある。

有害物質の漏出等により、町民の生命身体に危険のおそれがあると認められる場合を想定した、町民に対して周知等を行うシステムづくりが必要である。

○ **毒物劇物の流出等の防止**（農政環境課）

災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、県と協力して、毒物劇物の営業者等への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページを活用した毒物劇物の事故未然防止対策等の情報発信、事故発生時における関係行政機関及び取扱事業者との連絡・協力体制の確保等を行っており、引き続きこのような取組が必要である。

7 - 3 農地・森林等の被害による町内の荒廃

○ **地域における農地・農業水利施設等の保全**（農政環境課）

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、県と連携し、農業者、町民等で構成される活動組織が実施

する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る必要がある。

鳥獣による農作物への被害が懸念されるため、鳥獣被害防止計画を基に取組を図る必要がある。

○ **荒廃農地対策（農政環境課）**

県や農業委員会と連携し、現地調査による農地の荒廃状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進する必要がある。

○ **森林の整備・保全（農政環境課）**

森林の荒廃を防止するため、福岡県荒廃森林整備事業等を活用して、森林の整備・保全を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8 - 1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○ **災害廃棄物処理体制の整備（農政環境課）**

近年、毎年のように台風や大雨による災害が起きている状況である。本町では平成30年3月に「小竹町災害廃棄物処理計画」を策定しているが、大規模災害の発生時における災害廃棄物処理体制の整備が不十分であり、災害廃棄物処理の停滞による、復旧・復興の大幅な遅れが懸念される。緊急時には、県や周辺自治体、廃棄物処理業者等との連携を図る必要がある。

8 - 2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○ **公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築**

（総務課、建設課）

「地震、台風、豪雨その他の災害に係る応急工事に関する協定書」に基づき、災害時における迅速かつ円滑な復旧工事を推進する必要がある。

○ **災害ボランティア活動を担う人材の育成（総務課、企画調整課、福祉課）**

社会福祉協議会や地域の社会福祉法人、企業や自主防災組織等と協力し、避難所開設時や復旧時に円滑な運営ができるよう災害ボランティア育成のための研修会や訓練を行い、それぞれの役割や連携方法を明確化するとともに、実効性のあ

る人材の育成及び体制整備を促進する必要がある。

○ **防災担当職員等の育成（総務課）**

大規模災害時には、被災市町村の復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会への参加による町の防災担当職員の育成に努める必要がある。

○ **農地防災・災害アドバイザーの育成・確保（農政環境課）**

農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行うほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保する必要がある。

8 - 3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○ **地域コミュニティの活性化（企画調整課）**

地域コミュニティの活性化に取り組むため、県が開催する市町村職員を対象とした研修会や活動事例報告会に参加する必要がある。また、自治会長会等にて意見交換等を行い、情報共有しながら、地域コミュニティの更なる活性化を図る必要がある。

○ **貴重な文化財の喪失への対策（教育課）**

町内には4つの町指定文化財があり、そのうち2つが有形文化財である。また、小学校の空き教室を活用した町歴史資料室を設置している。台風や大雨時には逐一文化財に被害がないか確認し、県に報告している。長年の風雨により、有形文化財である古墳の周囲は劣化が見受けられる。

○ **被災者等支援制度の周知（総務課、福祉課）**

被災者の生活再建に資するため、災害で適用される支援制度をとりまとめ町ホームページ等に掲載し、災害発生の際、とりまとめた支援制度一覧を広報や回覧文書にて速やかに被災者へ周知する必要がある。

8 - 4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○ 被災者に対する住宅支援対策（管財課）

被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県指定の「災害時における住宅支援手引書」を活用し、国・県や関係団体と連携を図り、公営住宅及び借上型応急仮設住宅等（民間賃貸住宅の借上げ）を提供する必要がある。

○ 地籍調査の促進（企画調整課）

近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定される地域の被災後の復旧、復興を円滑に進めるため、国土調査（地籍調査）の実施を検討する必要がある。



小竹町

小竹町地域強靱化計画

作成／令和4年（2022年）3月

改訂／令和5年（2023年）4月

編集／小竹町総務課

〒820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1

TEL 0949-62-1212 FAX 0949-62-1140